

## 令和4年度由仁町若者新生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由仁町への若者の定住促進を図るため、新たに住民登録をした者及び新生活を営もうとする新婚世帯の経済的負担を軽減するための支援に要する経費に対して、予算の範囲内で助成することについて、由仁町補助金等交付規則(昭和57年規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 1年以上の居住を前提に住所地として由仁町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) ひとり親世帯 由仁町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年由仁町条例第29号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する「母」又は「父」を世帯主とする家庭をいう。
- (3) 新婚世帯 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届けが受理された日において、夫婦のいずれもが39歳以下である世帯をいう。
- (4) 住居費 婚姻を機に新たに取得し又は賃借した住宅(以下「新居」という。)に要した費用のうち、当該住宅の取得費又は賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額(賃料については、勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当を合計額から除いた額)をいう。
- (5) 引越費用 新居に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払いにかかる実費をいう。

(支援事業)

第3条 由仁町若者新生活支援事業は、次の各事業とする。

- (1) 由仁町新生活支援事業

定住の意思を持って初めて由仁町に住民登録をした転入者に対し、次の区分に応じて由仁町共通商品券加盟店会が発行する由仁町共通商品券(以下「商品券」という。)を交付する事業

ア 単身世帯 1万円分

イ 夫婦世帯及びひとり親世帯 2万円分

(2) 由仁町結婚新生活支援事業

新婚世帯に対する住居費又は引越費用について、1世帯当たり30万円を上限として補助金を交付する事業

(支援事業の対象者)

第4条 支援事業の対象者は、次のとおりとする。

(1) 由仁町新生活支援事業

次のいずれにも該当する者であること。

ア 年齢が39歳以下（夫婦の場合はいずれか一方）であること。

イ 定住の意思を持って令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて由仁町に住民登録をした者であること。

(2) 由仁町結婚新生活支援事業

ア 新規に婚姻した世帯

次のいずれにも該当する世帯であること。

(ア) 定住の意思を持って、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に由仁町内の新居に住民登録し、かつ、由仁町結婚新生活支援事業の補助金（以下「補助金」という。）の申請日において、現に居住している新婚世帯であること。

(イ) 補助金の交付申請日に属する年の前年の夫婦の所得を合算した金額（交付申請日が4月及び5月までの間については、前々年の夫婦の所得を合算した金額）が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

a 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については、所得が無いものとして所得を算出する。

b 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(ウ) 補助申請者及びその配偶者が、この制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(エ) 夫婦の一方が婚姻以前から由仁町に住民登録している場合において、町税等の滞納がないこと。

(オ) 世帯員全員が、由仁町暴力団の排除の推進に関する条例（平

成24年由仁町条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

イ 令和3年度補助金受給世帯

令和3年度に補助金を受給した世帯で、その受給額が1世帯当たりの上限額(30万円)に達しなかった世帯であること。

(由仁町新生活支援事業の商品券の額及び交付方法)

第5条 交付する商品券の額は第3条第1号に定める額とし、町長が発行する新生活支援事業商品券引換券(以下「引換券」という。)により、町長が別に指定する場所において交付する。

2 商品券の交付は、1世帯1回限りとする。

(引換券の発行申請)

第6条 商品券の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、由仁町新生活支援事業商品券発行申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(引換券の発行)

第7条 町長は、申請者から前条に規定する申請書の提出を受け、適当と認めるときは、速やかに引換券を発行するものとする。

(由仁町結婚新生活支援事業の補助対象経費)

第8条 由仁町結婚新生活支援事業の補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。ただし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに支払った経費に限る。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、第3条第2号に定める額を1世帯当たりの上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、第4条第2号イで定める者にあつては、令和3年度の1世帯当たり上限額(30万円)から、令和3年度執行予算による助成額を差し引いて得た額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、由仁町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(別記第2号様式)に、申請内容に応じて、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、第4条第2号イで定める者にあつては、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 婚姻を証明する書類(戸籍謄本又は婚姻届受理証明書の写し)

(2) 世帯全員の住民票の写し

- (3) 世帯全員の所得証明書又は非課税証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- (5) 同意書兼誓約書（別記第3号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（補助金の交付決定）

第11条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、由仁町結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前項に規定により交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、次の事項が判明した場合は、補助申請者に交付決定の取消し及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事項があった場合
- (2) 住民登録日から継続して1年を満たさずに転出し、又は居住実態がなくなった場合
- (3) 婚姻後、1年を満たさずに婚姻関係を解消した場合
- (4) 前号に掲げるもののほか、交付に不適切と町長が認めた場合

2 補助金の返還を命じられた者は、現金により町へ返還しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

経費の区分	補助要件	補助対象経費	必要書類
1 婚姻に伴う新規の住宅取得に係る経費	夫婦のいずれか一方が住宅取得に係る売買契約書等の名義人となり、当該住宅取得に係る契約金等を支払っていること。 ただし、契約の相手方が3親等以内の場合は除く。	婚姻に伴い新たに住宅を取得する際に要した建物の購入費を対象とする。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。 (1) 土地購入代 (2) 住宅ローン手数料 (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認めた費用	(1) 売買契約書、工事請負契約書の写し (2) 補助対象期間内の新規の住宅取得に係る費用であることを確認できる領収証
2 婚姻に伴う新規の住宅貸借に係る経費	夫婦のいずれか一方が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の賃料を支払っていること。 ただし、契約の相手方が3親等以内の場合は除く。	婚姻に伴い新たに住宅を貸借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。 (1) 駐車場代、地代 (2) 勤務先から住宅手当が支給されている場合の当該手当分 (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認めた費用	(1) 建物賃貸借契約書の写し (2) 住宅手当の支給状況が確認できる書類 (3) 補助対象期間内の費用であることを確認できる領収証
3 婚姻に伴い行う引越に係る経費		引越業者又は運送業者への支払いその他の引越に係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、対象としない。 (1) 不要となった家財道具の処分に係る手数料 (2) 家財道具の運搬のために利用した車輛、台車、はしご等に係るリース費用 (3) 引越業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用 (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとして認めた費用	補助対象期間内の引越しであることを確認できる領収書及びその他の書類

- 様式第 1 号 (第 6 条 関係)
- 様式第 2 号 (第 10 条 関係)
- 様式第 3 号 (第 10 条 第 9 号 関係)
- 様式第 4 号 (第 11 条 関係)